

# 葛飾区木造建築物耐震改修設計助成要綱

平成21年4月30日

21葛都建第101号

区 長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、木造建築物の耐震改修設計に要する費用の一部を助成することにより、震災による木造建築物の被害の軽減を図るとともに、震災時の区民の活動拠点及び避難路を確保し、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震診断 葛飾区木造建築物耐震診断士派遣事業実施要綱（平成31年3月12日付30葛都建1773号）第2条の耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修設計 耐震診断の結果、耐震のための補強工事が必要と診断された建築物の耐震改修の設計で次のアからウに掲げる者のいずれかが行うものをいう。ただし、ウに掲げる者が耐震改修設計を行う場合は、その設計について、一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部の評定をうけたものに限る。
  - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条による建築士（以下「建築士」という。）で、一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部の会員である者
  - イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日18都市建企第68号）第2条第八の耐震診断事務所に所属する者
  - ウ ア及びイ以外の建築士
- (3) 耐震改修 木造建築物の耐震性を向上させるために行う改修工事（前号に定める耐震改修設計に基づいて行う木造建築物の耐震性を向上させる工事（耐震診断の構造評点を1.0以上に向上させるものに限る。）に限る。）をいう。

## (助成対象建築物)

第3条 助成の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 葛飾区内にあること。
- (2) 地階を除く階数が2以下であること。
- (3) 主要構造部が木造建築物（工業化認定住宅及び枠組壁工法建築物を除く。）である、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の2未満のものに限る。）を含む。）であること。
- (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断された建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (5) 建築物の外壁から敷地境界線（道路境界線を含む。）までの距離が、最も近いところで、平屋建ての建築物にあつては2メートル以内、2階建ての建築物にあつては4メートル以内である

こと。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、前条に掲げる建築物の所有者又は葛飾区長（以下「区長」という。）が認める者のうち、次条第1項に掲げる経費を支出する者とする。

(助成金額等)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象建築物に係る耐震改修設計に要する経費とする。ただし、当該経費中に消費税仕入控除税額があるときは、当該額を除くものとする。

2 助成金の額は、20万円を限度とし、助成対象経費の3分の2に相当する額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、助成対象建築物を単位とし、1つの建築物について1回限りとする。

(助成の承認の申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修設計を行う前に木造建築物耐震改修設計助成承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 木造建築物耐震改修設計計画書（第2号様式）及び設計見積書 1部
- (2) 配置図
- (3) 助成対象建築物の建築時期が確認できる書類の写し 1部
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、助成対象建築物の所有者と申請者が異なる場合にあっては所有者と申請者の関係が分かる書類を、助成対象建築物が共有又は区分所有の建築物である場合にあっては共有者又は区分所有者のうち1人に助成の申請及び助成金の受領を委任する旨を証する書類を区長に提出しなければならない。

(助成の承認、不承認)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し助成の承認又は不承認を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成の承認をしたときは木造建築物耐震改修設計助成承認通知書（第3号様式）により、助成の承認をしないときは木造建築物耐震改修設計助成不承認通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(変更の承認)

第8条 前条の規定による助成の承認を受けた者が、耐震改修設計の内容を変更しようとするときは、耐震改修設計の変更を行う前に木造建築物耐震改修設計助成承認事項変更申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときはその内容を審査し、変更の承認をしたときは木造建築物耐震改修設計助成承認事項変更承認通知書（第6号様式）により、変更の承認をしないときは木造建築物耐震改修設計助成承認事項変更不承認通知書（第7号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(助成金の交付申請)

第9条 第7条第2項及び前条第2項の規定による承認を受けた者が、耐震改修設計を完了したときは、速やかに木造建築物耐震改修設計助成金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 耐震改修設計の計算書及び設計図書 1部
- (2) 助成の対象となる経費が確認できる書類の写し 1部
- (3) 耐震改修設計契約書の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、申請者が消費税法（昭和63年法律第108号）第二条第1項第四号に掲げる事業者の場合にあつては、消費税仕入税額控除確認書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 区長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付を決定したときは、木造建築物耐震改修設計助成金交付決定通知書（第9号様式）により、交付しないことを決定したときは、木造建築物耐震改修設計助成金不交付通知書（第10号様式）により申請者に通知する。

(助成金の交付請求及び交付)

第11条 前条第2項の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「請求者」という。）は、木造建築物耐震改修設計助成金請求書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、請求者に助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、請求者が次の各号の一に該当するときは、第10条第1項の規定による助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、木造建築物耐震改修設計助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により申請者に通知する。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、木造建築物耐震改修設計助成金返還通知書（第13号様式）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(重複助成の禁止)

第14条 区長は、対象建築物が本要綱に基づく助成金以外の助成を受けて耐震改修設計が行われていた場合は、助成金の一部又は全部の交付を行わないことができる。

(助言)

第15条 区長は、請求者に対して、建築物の安全性の向上が図られるよう助言を行うことができる。

(委任)

第16条 葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）及びこの要綱に定めのない事項については、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則 （平成23年2月22日22葛都建第749号都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成23年2月23日から施行する。

付 則 （平成23年8月11日23葛都建第435号都市施設担当部長決裁）

この要綱は、平成23年8月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則 （平成24年8月20日24葛都建第798号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成24年8月20日から施行し、第5条にただし書を加える改正規定を除き、同年4月1日から適用する。

付 則 （平成26年3月27日25葛都建第2141号都市整備部長決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の葛飾区木造建築物耐震改修設計助成要綱の規定は、平成26年4月1日以後に第6条第1項の規定により助成の申請手続を申請した家屋について適用し、同日前に改正前の葛飾区木造建築物耐震改修設計助成要綱第6条第1項の規定により助成の申請手続を申請した家屋については、なお従前の例による。

付 則 （平成26年5月13日26葛都建第279号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

付 則 （平成26年9月1日26葛都建第1110号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 （平成28年3月24日27葛都建第2298号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 （平成30年3月26日29葛都建第2069号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 （平成31年3月28日30葛都建第1923号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。